

令和5年度母子父子寡婦福祉資金貸付金の概要

(令和5年4月1日から適用)

資金の種類	貸付対象等		貸付限度額	貸付期間	据置期間	償還期限	利率
事業開始資金	母子家庭の母 父子家庭の父 寡婦 母子・父子福祉団体	事業を開始するのに必要な設備費、什器、機械等の購入資金	3,260,000円 団体貸付 4,890,000円		1年	7年以内	<保証人有> 無利子 <保証人無> 年1%
事業継続資金	母子家庭の母 父子家庭の父 寡婦 母子・父子福祉団体	現在営んでいる事業を継続するために必要な商品、材料等を購入する運転資金	1,630,000円		6ヶ月	7年以内	<保証人有> 無利子 <保証人無> 年1%
修学資金	母子家庭の母が扶養する児童※ 父子家庭の父が扶養する児童※ 父母のない児童 寡婦が扶養する子	高等学校、大学、大学院、高等専門学校又は専修学校に就学するための授業料、書籍代、交通費等に必要資金	月額 146,000円 (別表1)	就学期間中	当該学校卒業後6ヶ月	20年以内 専修学校一般課程5年以内	無利子
技能習得資金	母子家庭の母 父子家庭の父 寡婦	自ら事業を開始し又は就職するために必要な知識技能を修得するために必要な資金	月額 68,000円 一括(12月分) 816,000円 運転免許取得 460,000円	知識技能を修得する期間中5年を超えない範囲内	知識技能修得後1年	20年以内	<保証人有> 無利子 <保証人無> 年1%
修業資金	母子家庭の母が扶養する児童※ 父子家庭の父が扶養する児童※ 父母のない児童 寡婦が扶養する子	事業を開始し又は就職するために必要な知識技能を修得するために必要な資金	月額 68,000円 運転免許取得 460,000円	知識技能を修得する期間中5年を超えない範囲内	知識技能修得後1年	20年以内	無利子
就職支度資金	母子家庭の母又は児童 父子家庭の父又は児童 父母のない児童 寡婦	就職するために直接必要な被服、履物等及び通勤用自動車等を購入する資金	105,000円 自動車購入 340,000円 (自動車のみの場合は230,000円)		1年	20年以内	(親に係る貸付) <保証人有> 無利子 <保証人無> 年1% (児童に係る貸付) 無利子
医療介護資金	母子家庭の母又は児童 父子家庭の父又は児童 (介護の場合は児童を除く) 寡婦	医療・介護(当該医療又は介護を受ける期間が1年以内の場合に限る)を受けるために必要な資金	340,000円 特別 480,000円 介護 500,000円		医療・介護を受ける期間を満了後6ヶ月	5年以内	<保証人有> 無利子 <保証人無> 年1%
生活資金	母子家庭の母 父子家庭の父 寡婦	①知識技能を修得している間 ②医療・介護を受けている間 ③母子家庭又は父子家庭になって7年未満の母又は父の生活を安定・継続する間(生活安定期間) ④失業中の生活を安定・継続するのに必要な生活補給資金	月額 ① 141,000円 ②～④ 108,000円 生計中心者でない場合は月額 70,000円 生活安定期間の貸付は7年を経過するまでの期間中、合計2,592千円を限度とする。また、生活安定期間中の養育費の取得のための裁判費用については、1,236,000円	①5年以内 ②1年以内 ③事由発生から7年以内 ④離職した日の翌日から1年以内	知識技能修得後、医療・介護終了後又は生活安定期間の貸付若しくは失業中の貸付期間満了後6ヶ月	技能修得 20年以内 医療介護 5年以内 生活安定貸付 8年以内 失業 5年以内	<保証人有> 無利子 <保証人無> 年1%
	母子家庭の母 父子家庭の父	家計急変者であり、ア児童扶養手当等を受給しておらず、イ貸付申請月の前月の所得に12を乗じて得た額が児童扶養手当法施行令第2条の4第2項の表第2欄に定める額未満の者	児童扶養手当に準拠した額(全部支給の額)の範囲内	原則3か月一度に3か月の範囲内で、最長1年まで延長可	6ヶ月	10年以内	<保証人有> 無利子 <保証人無> 年1%
住宅資金	母子家庭の母 父子家庭の父 寡婦	住宅を建設し、購入し補修し、保全し、改築し、又は増築するのに必要な資金	1,500,000円 特別 2,000,000円		6ヶ月	6年以内 特別 7年以内	<保証人有> 無利子 <保証人無> 年1%
転宅資金	母子家庭の母 父子家庭の父 寡婦	住宅を移転するため住宅の賃借に際し必要な資金	260,000円		6ヶ月	3年以内	<保証人有> 無利子 <保証人無> 年1%
就学支度資金	母子家庭の母が扶養する児童※ 父子家庭の父が扶養する児童※ 父母のない児童 寡婦が扶養する子	就学、修業するために必要な被服等の購入に必要な資金	590,000円 (別表2)		当該学校卒業後(児童が義務教育終了前のときは終了後)6ヶ月	就学20年以内 専修学校一般課程修業 施設5年以内	無利子
結婚資金	母子家庭の母 父子家庭の父 寡婦	母子家庭の母が扶養する児童※、父子家庭の父が扶養する児童※及び寡婦が扶養する20歳以上の子の婚姻に際し必要な資金	310,000円		6ヶ月	5年以内	<保証人有> 無利子 <保証人無> 年1%

※児童・配偶者のない女子又は男子で現に児童を扶養しているものが同時に民法第877条の規定により20歳以上である子その他これに準ずる者を扶養している場合におけるその20歳以上である子その他これに準ずる者を含む。